セントゥリス トファー・メ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	相手国政府・相手国際機関 相手国際機関 (注1)
零細漁業振興計に関する日本国 に関する日本国 リストファー・ との間の交換公	允
+ 画のための贈与 ]政府とセントク ネーヴィス政府 * ス	李
零細漁業振 1. 漁業基盤施 2. 機材及びそ 3. 車両及びそ 4. 上記1、2.2 5	援助
無 業 振 興 計 同 整 施 恵 の 象 に び そ の 据 た び そ の 調 え て 3.0 、 2.及 び 3.0	9
画建付達のを設けに生まにに必選	ш
施必必要物す要要なの	乯
るなな役輌た生役務送	数
め産務のにに物の供送を と物の供必必及供与要	Z,
りとまず 要要が与 ないない なり なり なり なり なり なり なり しゅん	<b>⊅</b>
一路の供与 288の供与	
617,000千円 H18. 3.31まで	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)
HI7.7.1 オールド ・ロード で (同日)	署名日 署名地 (効焼田) (注3)
日本日本 タイン・マー リストン・アン・アン・アン ストン ガウ スション マン マン マン マン マン マン マン マンション マン・マン・マン・マン・マン・マン・マン・マン・マン・マン・マン・マン・マン・マ	酱
加ト使リ側ン藤フ ス・歯アートデダ	44
信信在セン・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	卅
H17. 8. 1 722号	告示日 告示番号 (注4)